

Ⅲ 第3期川崎市子どもの権利委員会の自己評価

子どもの権利委員会による施策の検証制度は、子どもに関する施策について、子どもの権利の視点から検証するものである。検証は、委員会と行政、市民のパートナーシップという考え方に基づいて、単なる委員会審議にとどまらず、行政や市民と対話を重ね、認識を共有することを大切にしながら進めるという、これまでにない方法によっている。

また、第3期の委員会では、第1期、第2期の委員会における自己評価結果を踏まえながら検証を行ったが、新たに認識されたものも含めてさまざまな課題を認識することとなった。これは、子どもをめぐる社会環境の変化が激しいことや市の施策の進展とも関係していると思われる。

そこで、第3期の委員会においても、第4期の委員会へ成果や課題を的確に引き継ぐことを意識しつつ、行政職員、市民の委員会活動評価のための素材として、第3期の委員会活動の自己評価を行う。

1 実態・意識調査について

成 果

<アンケート調査>

- ・ 子どもの意識や実態について経年変化をみる必要があることから、第1期、第2期の調査と同じ項目を設定することに努めた。子どもの意識や実態について、ある時点での状況を把握するとともに、それがどのように変化しているのかをみることは大切なことであり、全国的にも先駆的なことであるので今後も継続していく必要がある。
- ・ アンケートにおける項目数、設問の文章、配置、レイアウトを大幅に見直した。これらにより、回答者の負担を軽減するとともに、(1つの問いに対し1つの回答となるようにするなど)問われている内容を明確にすることで、アンケートの精度を高めた。その結果、回答の統計的分析が容易になり、統計学的にも調査結果の精度を高めることができた。

<ヒアリング調査・自由記述>

- ・ アンケートとヒアリング調査を同時に行い、情報を相互に補完することができた。とりわけ、多様な文化背景を持つ子どもや児童養護施設で生活している子どもに関しては、ヒアリングを行うことにより、アンケートではとらえられない生の声を聴くことができた。
- ・ 自由記述について、KJ法によってより精度の高い分析をすることができた()。
- ・ 自由記述やヒアリングにより忌憚のない意見を聴くことを通じ、子どもたちが置かれている現状と子どもの相談・救済に関する考えや意見について報告書にまとめることができた。

KJ法：文化人類学者川喜多二郎（東京工業大学名誉教授）氏が考案した（KJは川喜多二郎のイニシャル）データやアイデアなどをカードに記載し、そのカードをグループ化しながらまとめていく手法。）

<分析・活用>

- ・ 調査部会(調査を専門に行う部会)を設置したことで、集中的に検討することができ、項目抽出、分析がよりよいものになった。
- ・ 子どもの傷つき体験と、こうした子どもへの対応、自己肯定感と子どもの相談・救済の関係、さらに子どもとおとなと職員の意識の違い・ズレなどについて新たに明らかにすることができた。

課 題

<アンケート調査>

- ・ 回答する子どもの負担等を考慮して、アンケート項目をさらに精査・確立する必要がある。

<ヒアリング調査>

- ・ ヒアリングの実施時期について工夫する必要がある。とくに、学校などでの子どもの生活状況等を踏まえて設定する必要がある。
- ・ 日程的な制約もあり、委員の調整がつかなかった結果、障がいのある子ども、不登校の子どもへの聴き取りができなかった。

<分析・活用>

- ・ 実態・意識調査は、子どもの権利に関する本格的な調査のため、調査委員を増やすなど調査体制の整備が必要である。
- ・ アンケートやヒアリングの調査結果が行政内部で十分に共有されておらず、行政の自己評価にも十分に活かされていない。

2 施策の検証について

成 果

<行政の自己評価>

- ・ 行政が施策の自己評価をする際の項目については、子どもの視点、子どもの権利の視点から提示をすることができた。
- ・ 自己評価項目に対して、行政が誠実に対応・回答したことから、川崎市の相談・救済事業の全体像ならびに特徴を把握することができた。

<職員・子ども・市民との対話>

- ・ 行政の自己評価に基づき、委員会と担当の行政職員が対話を重ねることを通じて、相談・救済事業の実際、成果および課題がより明確になった。
- ・ 職員との対話、市民との対話、子どもとの対話、すべてにおいて、子どもの権利の視点からこれを行うことができた。

- ・ 委員会による一方的、形式的なヒアリングではなく、まさに双方向での対話が行えたことにより、委員の理解が深まり、特に行政職員との共通理解を持つことができた。
- ・ 職員との対話は、委員会で事前質問を行ったことで効率よく実施できた。
- ・ 市民との対話として、障がい分野、相談活動に取り組むNPOなどとの対話を行った。その結果、それぞれの分野の現状と課題について把握することができた。相談・救済関係のNPO関係者との対話の中で、民間団体への子どもたちのアクセスが多いことが明らかになった。また、民間団体の子どもへの対応は、行政の相談窓口とは異なること、広報について現状把握をしたうえで分かりやすい広報がなされていることなど、今後の行政の施策に活用できるものがあった。
- ・ 障がいのある子どもとの関係者、子育て関係者などに追加ヒアリングができたことで、さらなる現状把握ができた。
- ・ 子どもとの対話では、川崎市子ども会議のメンバーの子どもとの対話を行った。担当の委員の事前説明という形で丁寧に子どもたちと関係づくりを行い、また子ども会議サポーターによるサポートもあり、子どもが話しやすい雰囲気づくりをすることができた。子どもとの対話は、子ども会議の子どもたちが考え、提案した方法で行った。こうした工夫の結果、子どもたちから率直な意見が出され、学校や日常生活における相談の現状と課題を把握する一助となった。

< 答申 >

- ・ 時間をかけ丁寧な検討をしたため、課題ばかりではなく、成果をしっかりと拾いあげることができた。そのため、川崎市の現状として、これまでの取組みの成果を把握し、それを踏まえた上での今後の課題を提示するなど、具体的で中身のある答申をすることができた。
- ・ それぞれの事業において、現状、成果及び課題を踏まえ、実現可能性の高い提言項目に絞り込んだことで、事業を行う上でより効果的な提言を行うことができた。

< 措置報告 >

- ・ 「川崎市における子どもの相談及び救済について（答申）」の提言を踏まえて、それぞれの所管部署から「講じている措置」「講じようとしている措置」が報告された。こうした対話や答申を通じて、子ども相談・救済施策の進展につながっていくものと思われる。

課 題

< 行政の自己評価 >

- ・ 調査と対話の時期が、職員の異動時期に重なったことなどから十分な対応がなされなかった例がみられた。子ども施策の継続性の観点からは、検証作業を含んだ業務の引継ぎを行い、的確に対応することが子どもの権利保障の観点からも必要である。
- ・ 第1、2期では、学校・こども文化センターなど子どもの活動場所・居場所から自己評価を提出してもらったが、事務的負担があまりにも大きいため、第3期ではこれを行っていない。施策が子どもの現場にどのように届いているかをふまえた自己評価の

方法については大変重要であるため、そのあり方について、なお検討の必要がある。

<職員・子ども・市民との対話>

- ・ 市民との対話は、障がい分野、相談活動に取り組むNPOなど民間団体と実施することができたものの、第1期、2期で行った、より多様な市民との対話の手法の検討が必要である。
- ・ 子ども自身との対話が困難な乳幼児に関する施策の検証方法については、引き続き検討の必要がある。
- ・ 子どもとの対話に関しては、川崎市子ども会議のみならず、行政区・中学校区子ども会議などを含め、子どもの活動場所・居場所に委員が行って、子ども自身と対話することが必要である。

<答申>

- ・ 答申における提言が個々の事業ごとの提言となっており、子ども施策全体の課題を十分に提示できなかった。
- ・ 障がいのある子どもの相談・救済について、より積極的な提言を行うことができなかった。

<措置報告>

- ・ 措置報告において、自己評価報告に記載したこれまでの施策の実施内容をあわせて記載する例があったが、答申に対して講じている措置、講じようとしている措置を明確にする観点からはかえって課題を曖昧なものとする結果になった。措置報告に実施した事業について再度書く必要はなく、答申に即して「講じている措置」、「講じようとしている措置」を整理して報告することを徹底する必要がある。

3 行動計画への意見について

成 果

- ・ 第2次行動計画の内容や実施状況を踏まえ、第3期の実態・意識調査および、検証を基に、第2次行動計画の課題に追加・修正した意見を述べることができた。
- ・ 子どもの権利施策推進部会と権利委員会の議論を共有する中で、より内容を深めた提言をすることができた。
- ・ 第3次行動計画へ向けて、乳幼児、さらに施設や病院で生活する子どもに関して、あらたな視点をより盛り込むことができた。

課 題

- ・ 委員会内の問題ではあるが、委員会と委員会担当部局との行動計画への委員会意見についての認識の違いが、行動計画への意見を作成するに当たって委員会運営上の課題となった。

- ・ 第3次行動計画を検討する時間が少なくなった結果、第2次行動計画進捗状況を十分に踏まえた計画的な審議ができなかった。特に、行動計画の中で遅れている施策を強調することが十分にできなかった。

4 委員会の組織・運営について

成 果

- ・ 権利委員会の委員構成が、相談救済関係のほか、民間、公的機関、教育機関、医療、司法など、多様であったため、それぞれの専門的な視点から活発で建設的な議論が行われ、調査の分析やまとめの作業についても充実した結果を残すことができた。
- ・ 委員会とは別に、調査部会や作業部会を設けることにより、川崎市における子どもの相談及び救済に関する審議内容を深めるとともに、検証作業を効果的・効率的に行うことができた。
- ・ 委員会では、子どもの現状を踏まえるにとどまらず、これまでの子ども施策の成果を共有する中で、建設的な方向に向かって審議をすることができた。
- ・ 委員会審議において、常に子どもを主体とした子どもの権利視点にこだわって、調査や会議での議論ができた。

課 題

- ・ 委員が事情により出席できない場合は、審議に関しての意見を必ず貰うシステムにしておくべきであった。
- ・ 委員会と事務局・関係各所管とが認識共有や意思疎通を図る時間を十分とれず、予定されていた行動計画への意見や委員会報告書の審議が不十分に終わった。委員会と事務局の意思疎通を図るとともに、計画的に委員会運営を図れるようにする必要がある。
- ・ より広い市民意見を反映できるような委員会運営を引き続き検討していくことが望まれる。
- ・ 今後は、第1期から3期の経験を踏まえて、委員会を安定的・継続的に運営していける体制やシステムを整えていく必要がある。その際、職員配置を含む組織的体制の確立も検討課題である。
- ・ 障がい分野を専門にする委員が今後必要である。また、川崎市医師会をはじめ市内の子ども関係機関・団体のより積極的な協力が必要である。3年間で行う検証作業量、調査部会や作業部会の負担、事務局の事務量や調整作業などを踏まえ、さらに作業手順のスリム化や事務量の軽減が必要である。